

3. 平成24年度輸入食品監視 指導計画変更点

平成24年度輸入食品監視指導計画の主な変更点

- ◆ モニタリング検査計画数（169食品群について約89,900件（前年比3,800件増））
- ◆ 安全性審査を経ていなかった遺伝子組み換え微生物を利用した添加物事案を踏まえ、輸入者等食品等事業者に対する自主的な安全管理の推進の徹底。

4. 安全性未審査の遺伝子組換え微生物 を利用した添加物についての対応

❖ 経緯

- ◆ 安全性審査を経ていない遺伝子組み換え微生物を利用した添加物が、輸入販売されていることが、輸入販売業者の報告により判明。

❖ 添加物の名称

- ◆ 5'-グアニル酸二ナトリウム、5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、リボフラビン、キシラナーゼ

❖ 現在の状況及び今後の対応

- ◆ リボフラビン及びキシラナーゼ以外の添加物については、輸入、販売を取りやめるよう指示。また、食品安全委員会に健康影響評価を諮問。これらの添加物を使用した食品の販売、流通の取りやめについては、同委員会の評価結果を踏まえ判断。
- ◆ リボフラビンについては、輸入、販売を取りやめるよう指示。健康影響評価について、必要な資料が整い次第、食品安全委員会に諮問。これらの添加物を使用した食品の販売、流通の取りやめについては、同委員会の評価結果を踏まえ判断。
- ◆ キシラナーゼについては、輸入、販売を取りやめるよう指示。また、現時点で安全性に関する情報が確認できないため、当該製品及び当該製品を用いた食品の回収を指示。

5. 食品中の放射性物質の新たな基準値について

■ 食品の新たな基準値の設定について

1. 見直しの考え方

- 現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、現在の暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げる。
- 特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

2. 基準値の見直しの内容

(新基準値は24年4月施行予定。一部品目については経過措置を適用)

○放射性セシウムの暫定規制値※1

| 食品群 | 規制値 |
|-----------|-----|
| 飲料水 | 200 |
| 牛乳・乳製品 | 200 |
| 野菜類 | 500 |
| 穀類 | |
| 肉・卵・魚・その他 | |

※1 放射性ストロンチウムを含めて基準値を設定

○放射性セシウムの新基準値※2

| 食品群 | 基準値 |
|-------|-----|
| 飲料水 | 10 |
| 牛乳 | 50 |
| 一般食品 | 100 |
| 乳児用食品 | 50 |

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

(単位：ベクレル/kg)